

ポイント

- 育児短時間の義務化で労働時間の幅拡大
- 就業女性が出産後も働きやすい慣行力ギ
- 非正規の出産への社会的保護拡充すべき

永瀬 伸子 お茶の水女子大学教授

出生率の回復は日本の重要な課題である。1人の女性が生涯に産む子供の数を示す合計特殊出生率は、2005年の1・26まで低下を続け、最近ようやく1・4前後まで戻ったが足踏みしている。本稿では、政策が出生率に与える効果を中心に論じたい。

02年開始の厚生労働省「21世紀成年者縦断調査」を用いた筆者の研究から次のことがわかった。この調査は02年に20〜34歳の男女、すなわち1

経済教室

「育児短時間」、出生率に効果

企業の職場運営課題

育児休業給付、条件緩和を

して分析した。義務化直後に対象企業に転職しても直ちに育児はとれない。だから政策実施前年に政策義務化企業に勤務していた女性について年齢や景気動向の違いなどを考慮したうえで、政策の告知を

境に、そでない企業と比べて有意に出生率が上がれば政策による効果と考えられる。推計の結果、第1子出生率は政策実施直後に有配偶女性で5%強、就業女性全体で1%強有意に上昇したことがわかった。前年に仕事を待つ有配偶女性の第1子の出産確率は期間平均で14%だ。つまり就業女性について3割の出生率の上昇が示されたことになり。これは予想以上に大きいものであった。なお、最近になり12年までデータを追加入



子供を持ちたいという意欲が高まったと考えられる。

しかし、もし出産が歓迎されないようなムードが職場で高まれば、集団主義の強い日本の職場では居心地が悪くなり、やがては出生率が低下してしまつ可能性が高い。また育児休業復帰者が十分な生産性を発揮しないと企業が考えれば、企業が育児休業の権利を持たない非正規雇用の採用を拡大していく恐れもある。

しかし、もし出産が歓迎されないようなムードが職場で高まれば、集団主義の強い日本の職場では居心地が悪くなり、やがては出生率が低下してしまつ可能性が高い。また育児休業復帰者が十分な生産性を発揮しないと企業が考えれば、企業が育児休業の権利を持たない非正規雇用の採用を拡大していく恐れもある。

推計の結果、第1子出生率は政策実施直後に有配偶女性で5%強、就業女性全体で1%強有意に上昇したことがわかった。前年に仕事を待つ有配偶女性の第1子の出産確率は期間平均で14%だ。つまり就業女性について3割の出生率の上昇が示されたことになり。これは予想以上に大きいものであった。なお、最近になり12年までデータを追加入

これまでフルタイムで雇用されている女性は子供を持つことを展望しにくい長時間労働、残業などの雇用慣行の縛りが強かった。だからこそ育児短時間の義務化により労働

の短時間勤務の長期化に頭を悩ませる大企業が増えていることも指摘される。武石恵美子・法政大教授、松原光代・学習院大特別客員教授は、育児短時間の利用に伴い仕事の質が変化し、長期間の利用は異動や評価にも影響するとの研究成果を発表している。また短時間勤務者がいると職場運営が大変だと感じる上司が半数程度いることも示した。

確かに、育児休業や短時間勤務といったファミリーフレンド（ファミフレ）政策は、女性の就労にプラスとマイナスの両面を持つ。これは欧州と米国の比較でも示されている。欧州はファミフレ政策が充実する一方、米国の保護政策は乏しい。

手できたので、時期を延ばしたところ、小規模企業でも11年以降に出生率の上昇がみられ、政策効果が追認された。2点目として、政策実施後に政策実施企業に勤務している未婚女性の間で「絶対に子供がほしい」と回答した女性割合が有意に増えた。仕事と家庭の両立の可能性が広がる様子を見て、未婚女性の間で

図で示したように、5年平均が公表されている国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」をみると、80年代後半から00年代まで、第1子が1歳時の女性の7割が無業であり続けてきた。しかし「21世紀成年者縦断調査」から毎年の第1子出産年の女性の就業状況を集計すると、09年から目立って上昇し、無業者が減少している。

日本では①女性の労働参加の増加、②女性のキャリア形成だけでなく、③出生率の回復も強く求められる。育児短時間の導入は③に有効な効果を発揮し、①にも一定の効果を発揮したことが示された。

なかせ・のぶこ 59年生まれ。東京大博士（経済学）。専門は労働経済学

967年から82年生まれを毎年追跡して調査したものだ。

1点目として、10年から義務化された3歳未満児に対する「育児短時間」が、有業女性の出生率を有意に引き上げたことがわかった。詳細については「人口学研究」掲載の拙著論文「育児短時間の義務化が第1子出産と就業継続、出産意欲に与える影響」法改正を自然実験とした実証分析」を参照いただきたい。

09年6月成立の改正育児・介護休業法により、101人以上を雇用する企業は10年から、100人以下の企業は12年から、3歳未満児がいる従業員に対し原則1日6時間の「育児短時間」の利用を可能とすることが義務となった。

義務化の時期が企業規模で異なることを自然実験とみな



図で示したように、5年平均が公表されている国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」をみると、80年代後半から00年代まで、第1子が1歳時の女性の7割が無業であり続けてきた。しかし「21世紀成年者縦断調査」から毎年の第1子出産年の女性の就業状況を集計すると、09年から目立って上昇し、無業者が減少している。

日本では①女性の労働参加の増加、②女性のキャリア形成だけでなく、③出生率の回復も強く求められる。育児短時間の導入は③に有効な効果を発揮し、①にも一定の効果を発揮したことが示された。

なかせ・のぶこ 59年生まれ。東京大博士（経済学）。専門は労働経済学

なかせ・のぶこ 59年生まれ。東京大博士（経済学）。専門は労働経済学